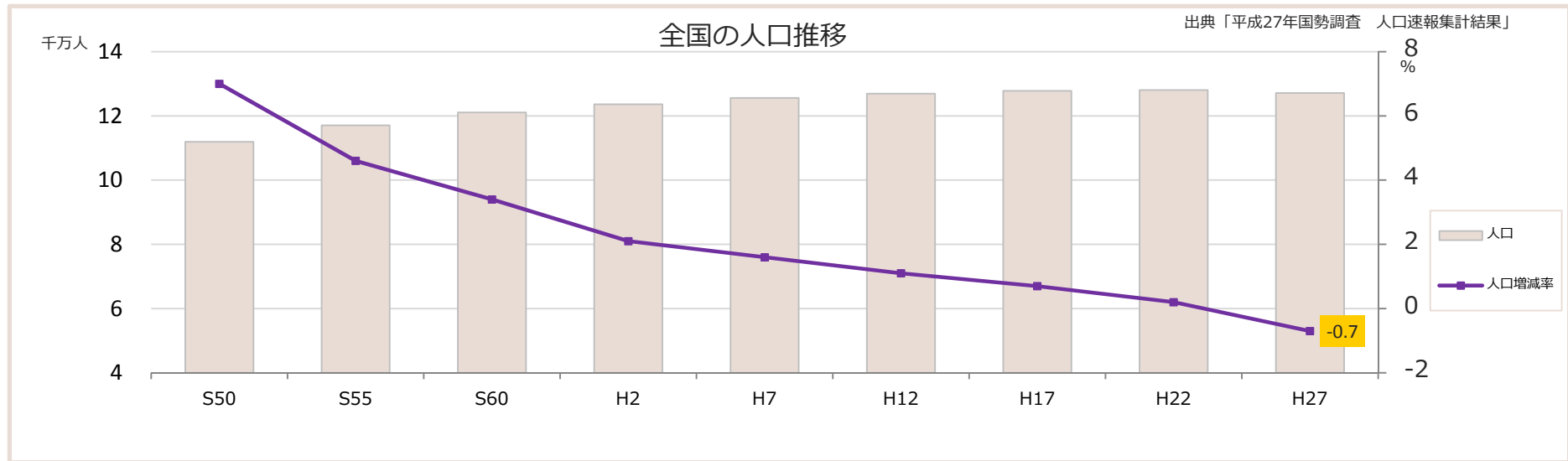


教育をめぐる現状について

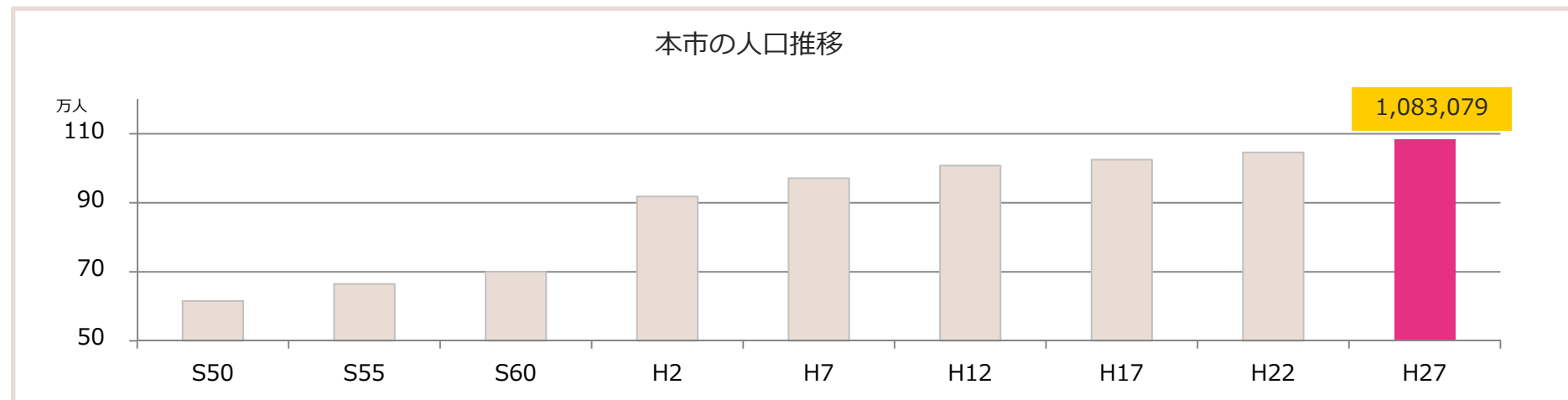
教育を取り巻く環境の変化

教育を取り巻く環境の変化 (1) 人口の推移

■ 全国の人口は平成27年、人口減少へ ■

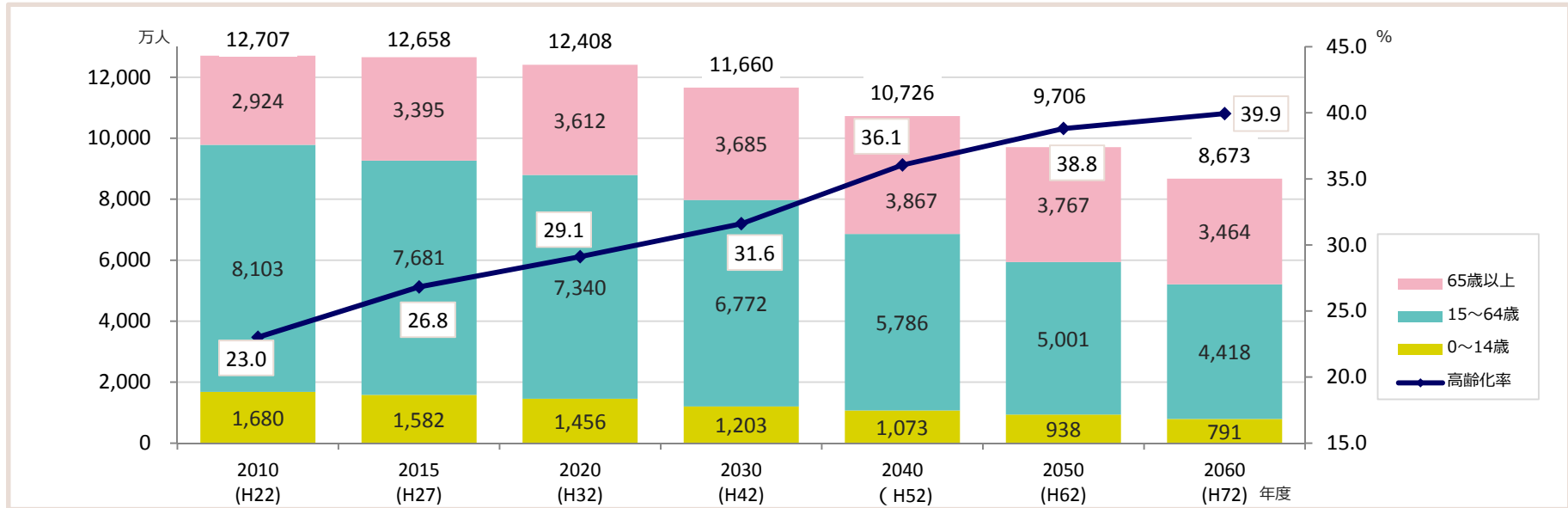


■ 本市は近年横ばいだった人口が増加傾向に…震災による他地域からの流入が要因か ■

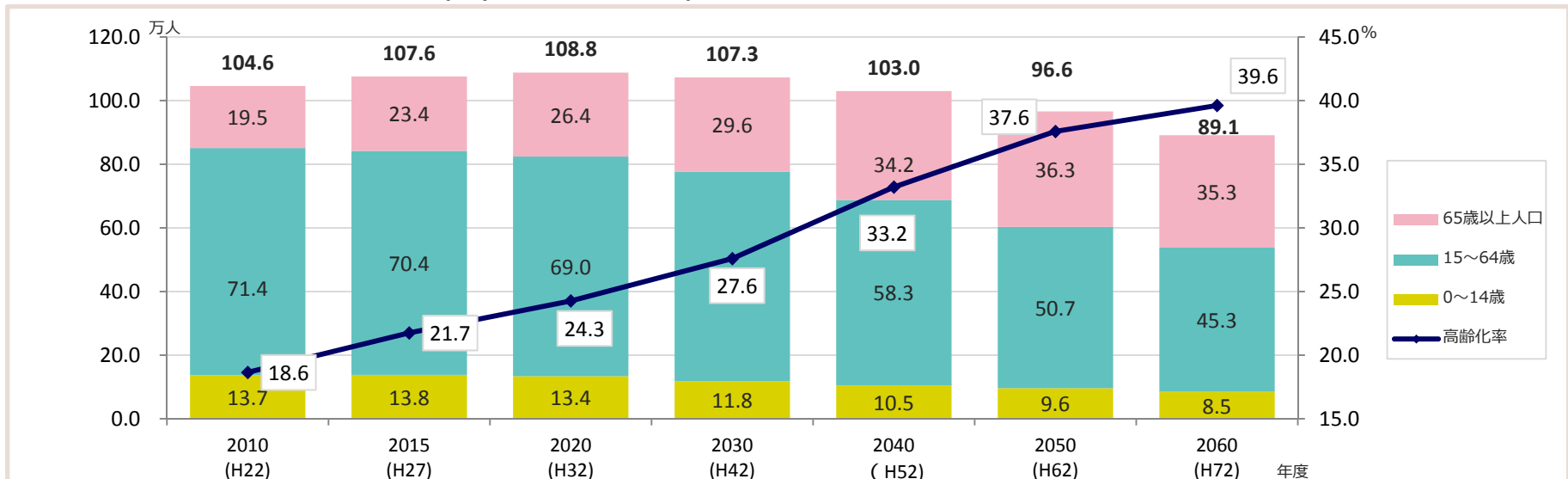


教育を取り巻く環境の変化 (2) 少子高齢化

■ 全国では2030年には高齢化率が3割を超える ■

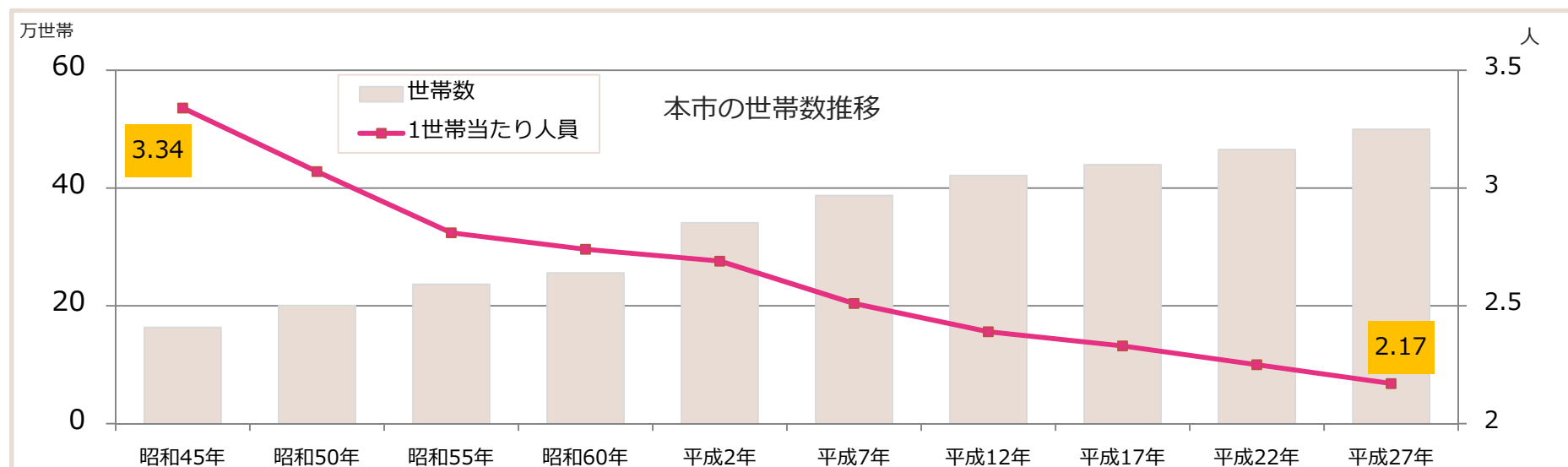
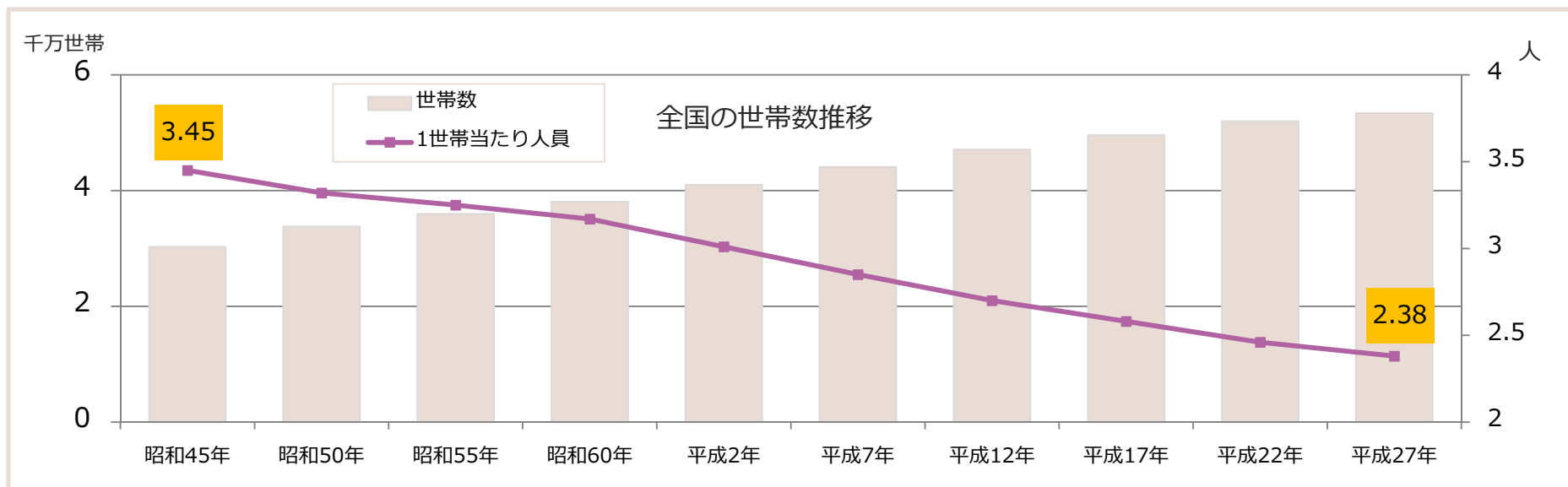


■ 本市でも2040年には3人に1人が高齢者に ■



教育を取り巻く環境の変化 (3) 家族形態の変容

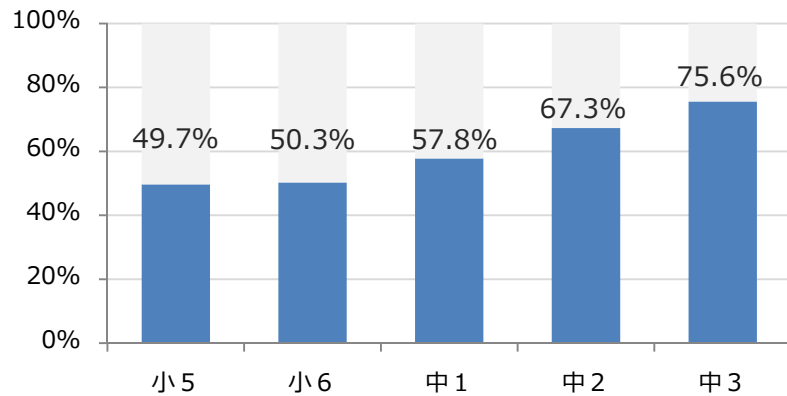
■ 世帯数はいずれも増加傾向、1世帯当たりの人員は減少傾向に ■



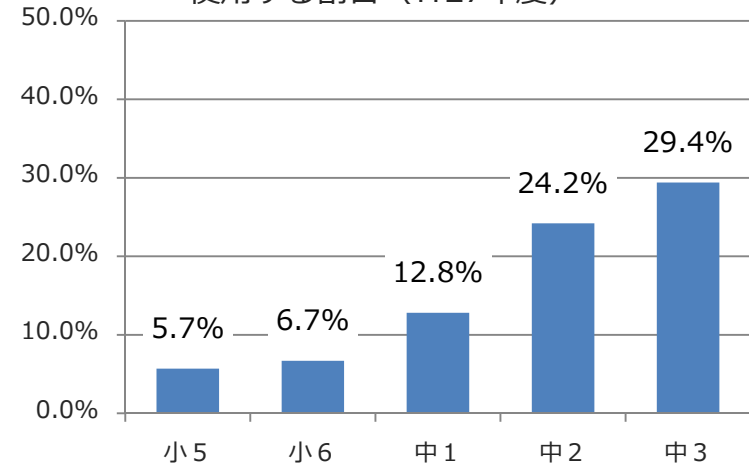
教育を取り巻く環境の変化 (4) 情報化の進展

■ 学年進行に比例し携帯電話やスマートフォンの所持率・使用時間が増加 ■

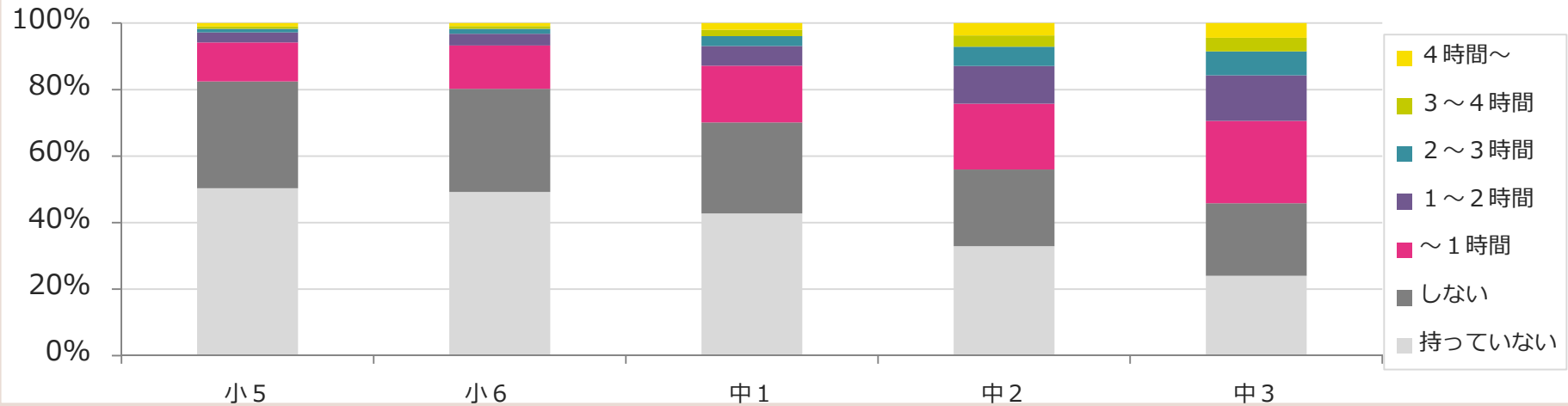
本市の児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率 (H27年度)



1日当たり1時間以上無料通信アプリを使用する割合 (H27年度)



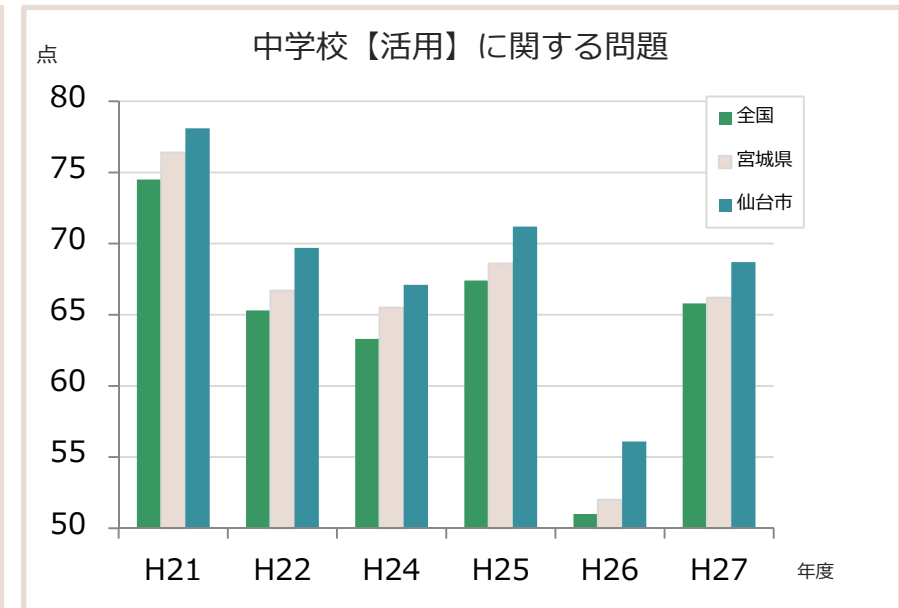
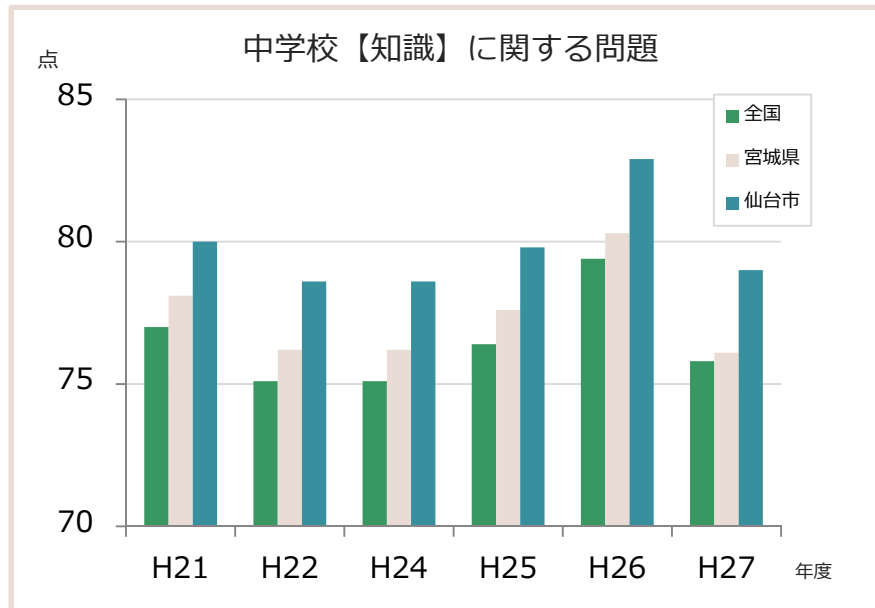
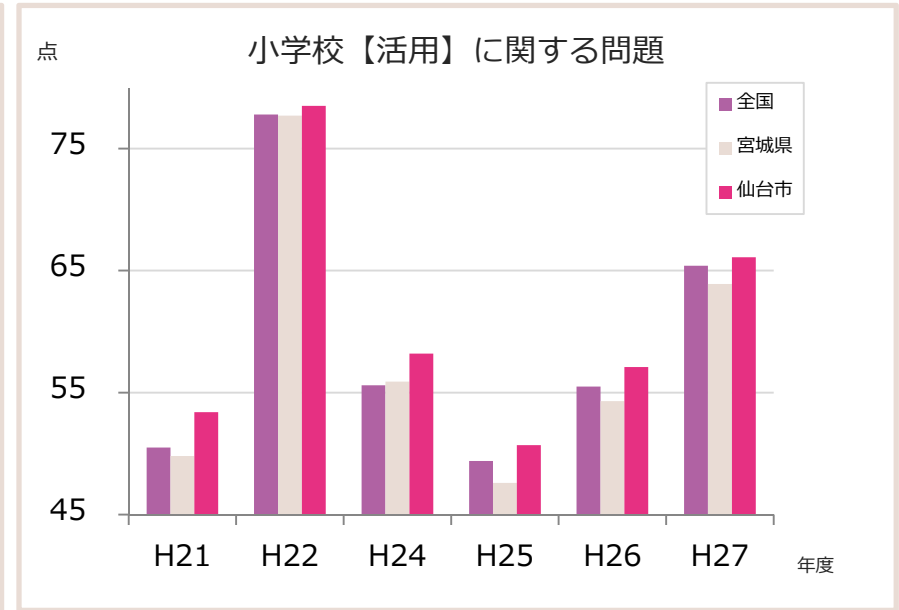
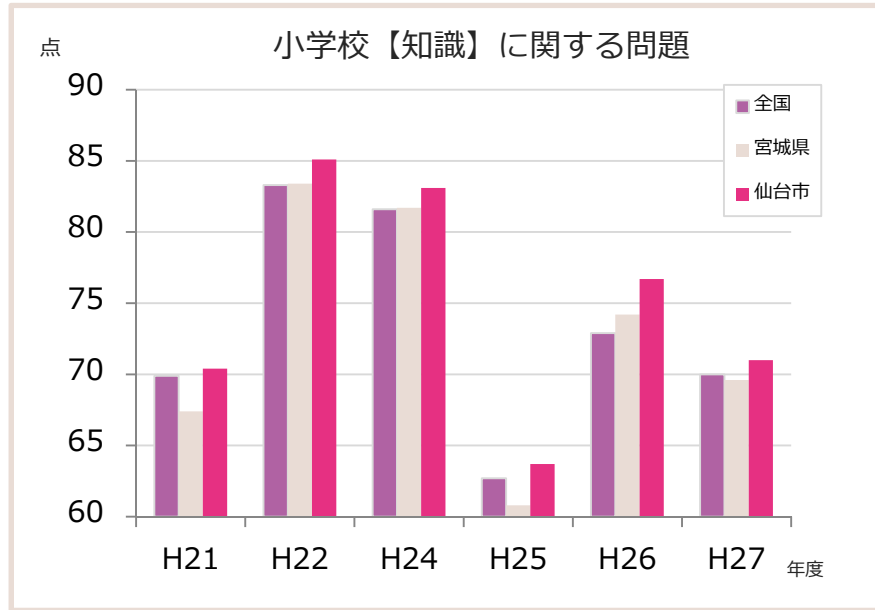
1日あたりの無料通信アプリ使用時間 (H27年度)



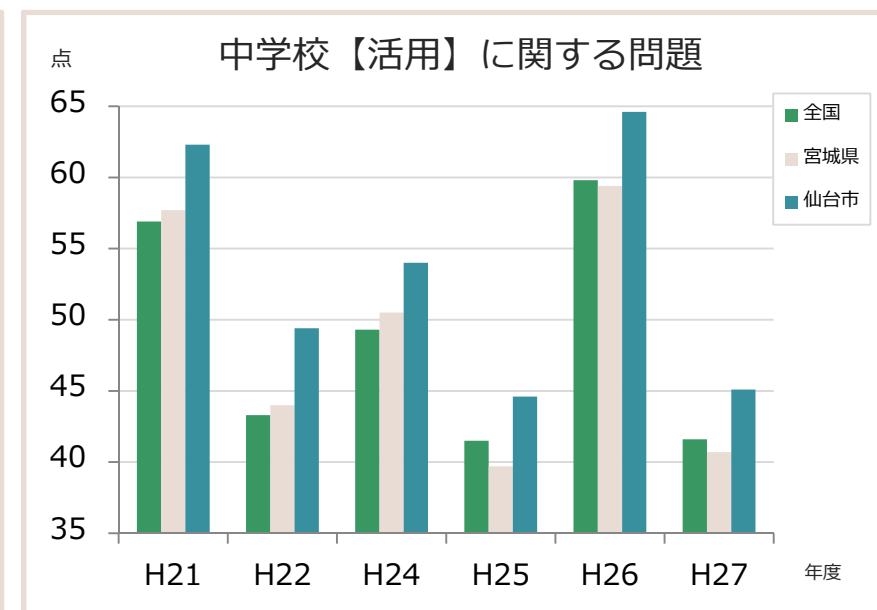
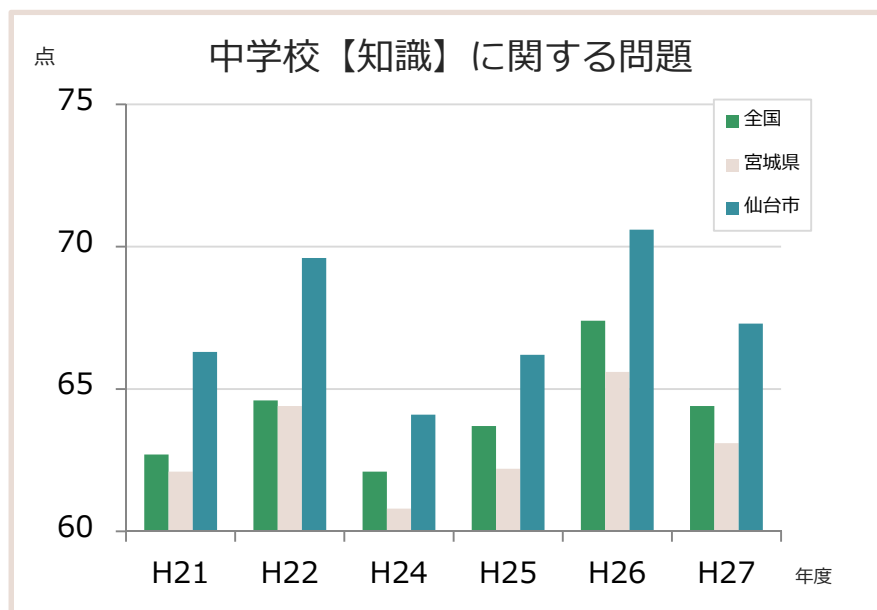
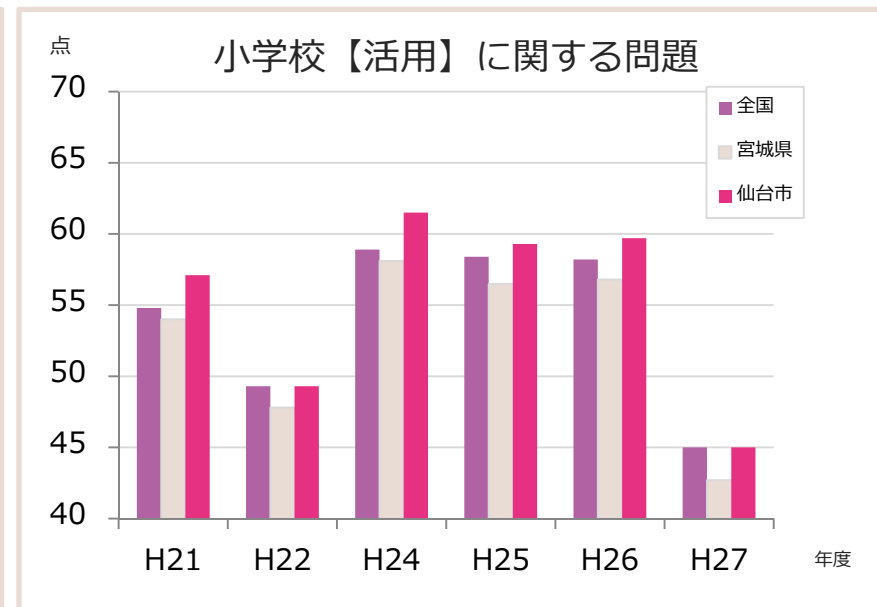
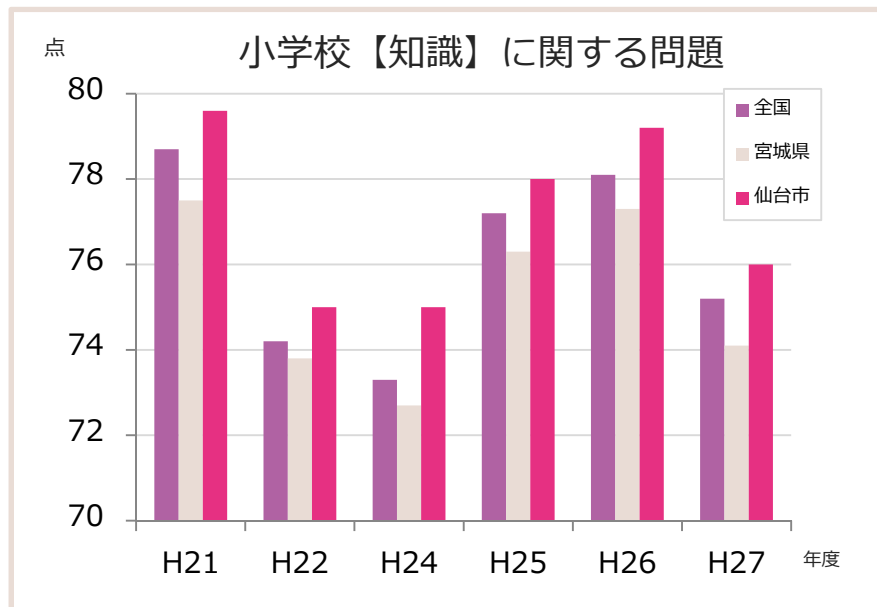
本市の現状と課題

本市の現状と課題 (1) 学力(国語)

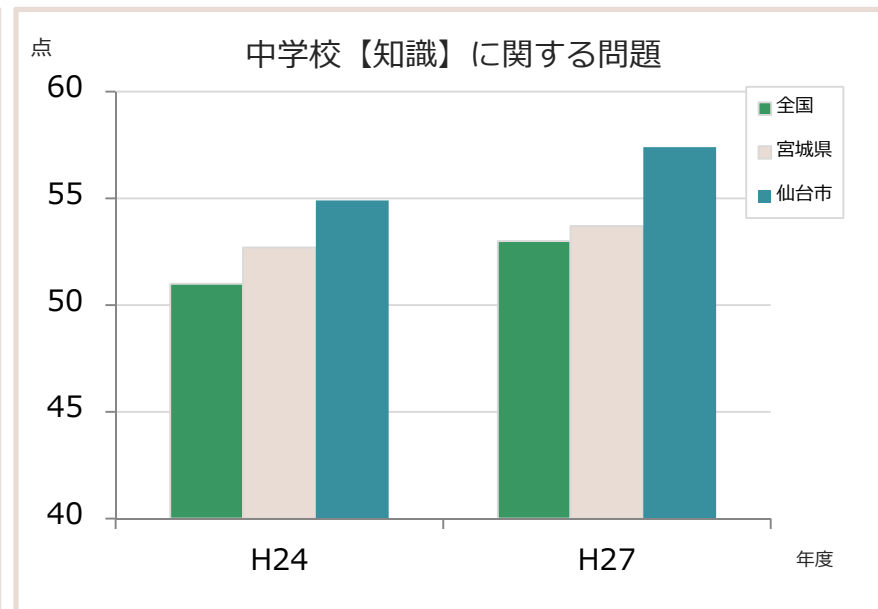
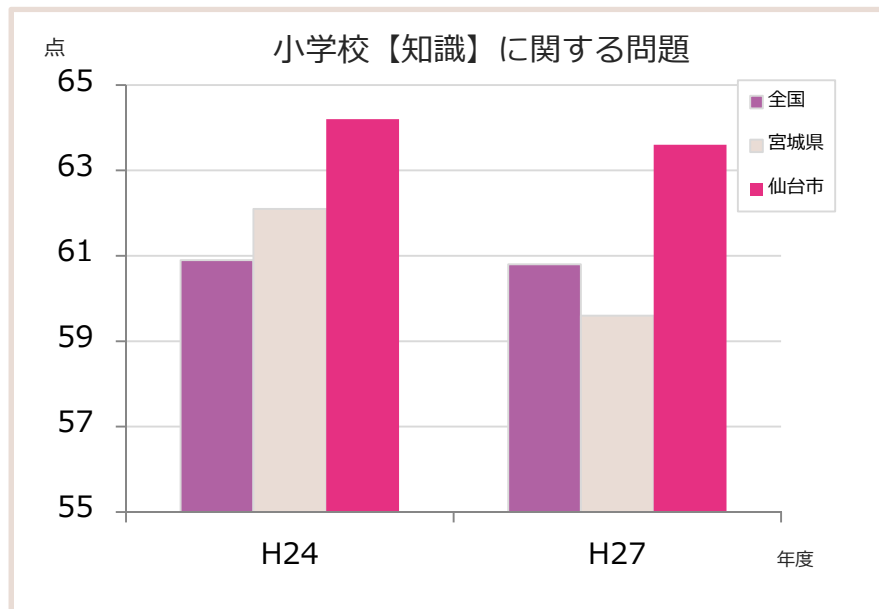
■ すべての項目においていずれも全国・県平均を上回る ■



本市の現状と課題 (1) 学力 (算数・数学)

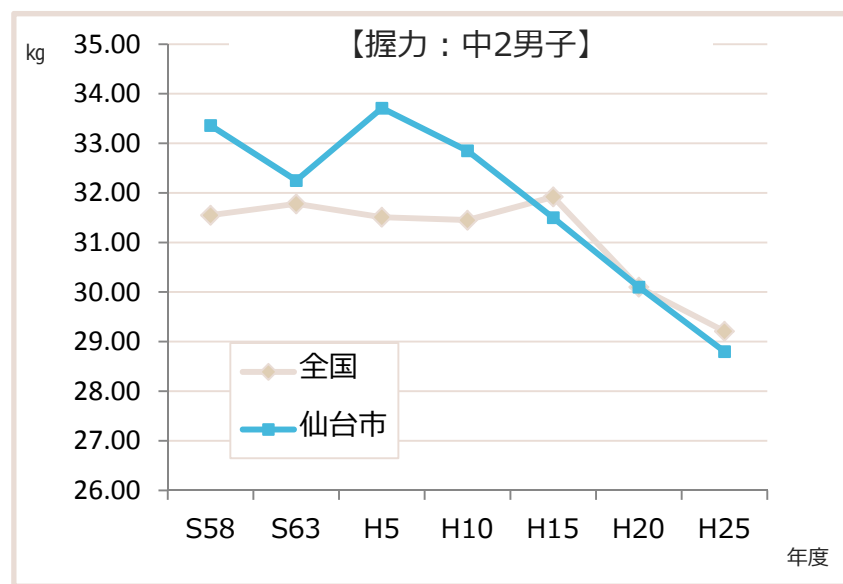
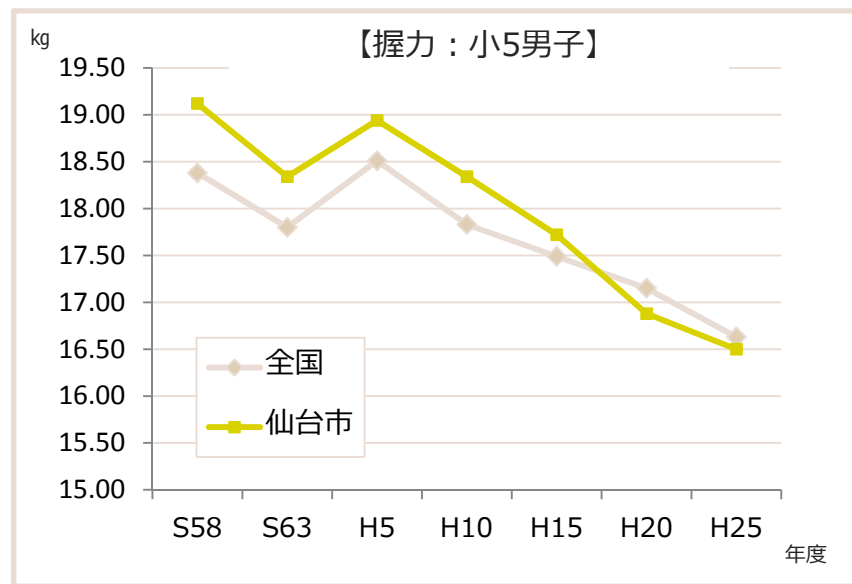
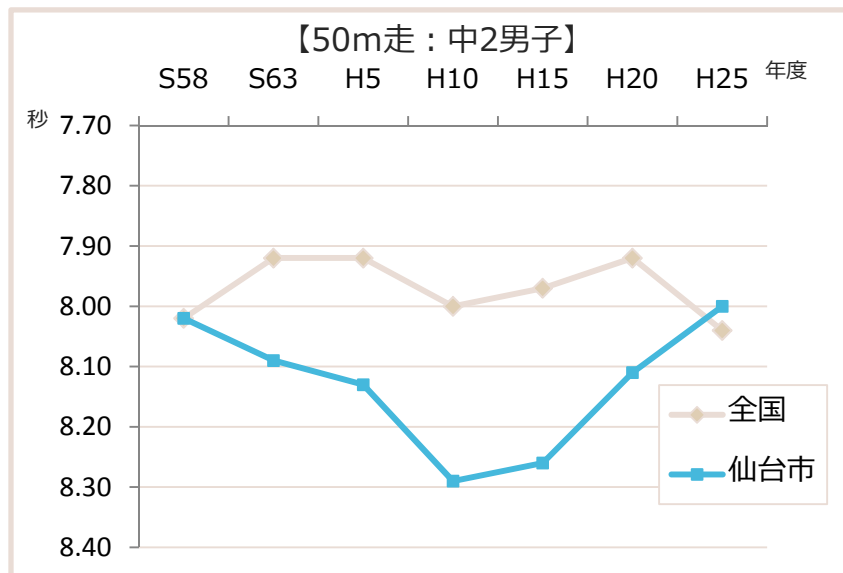
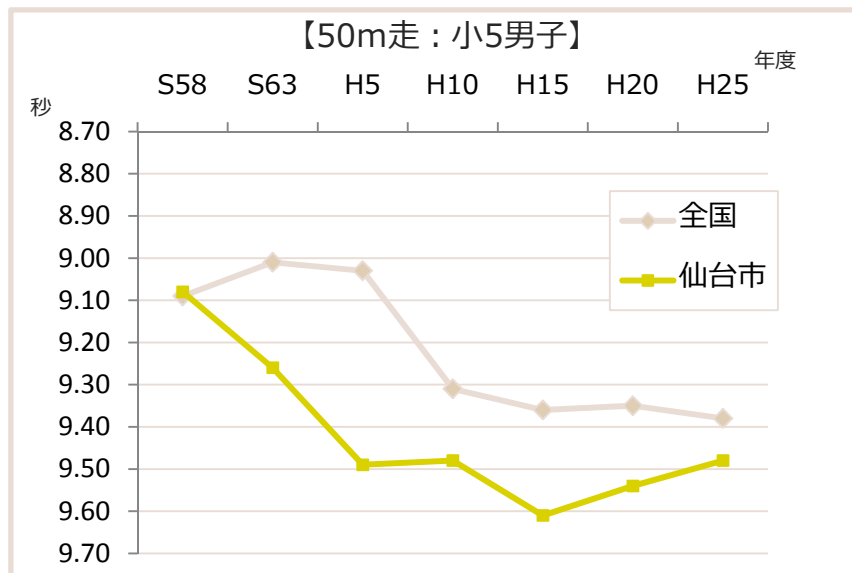


本市の現状と課題 (1) 学力 (理科)



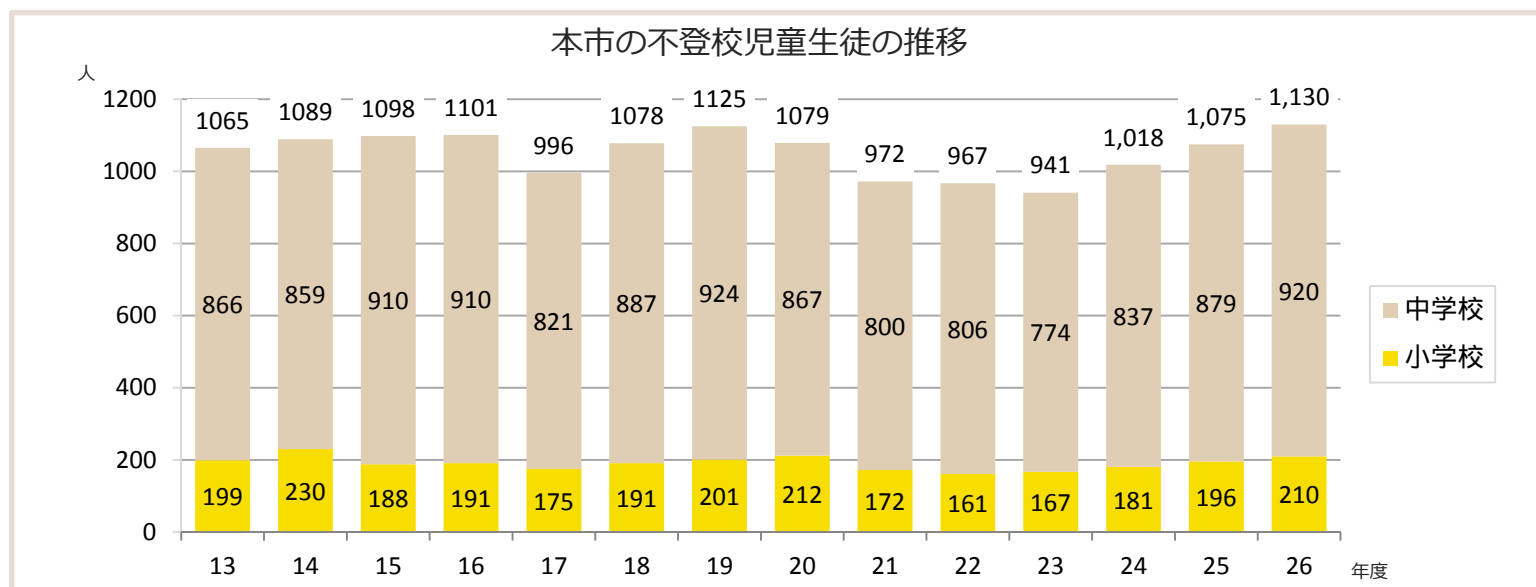
本市の現状と課題 (2) 体力

■ 全国平均を下回る項目が多い ■

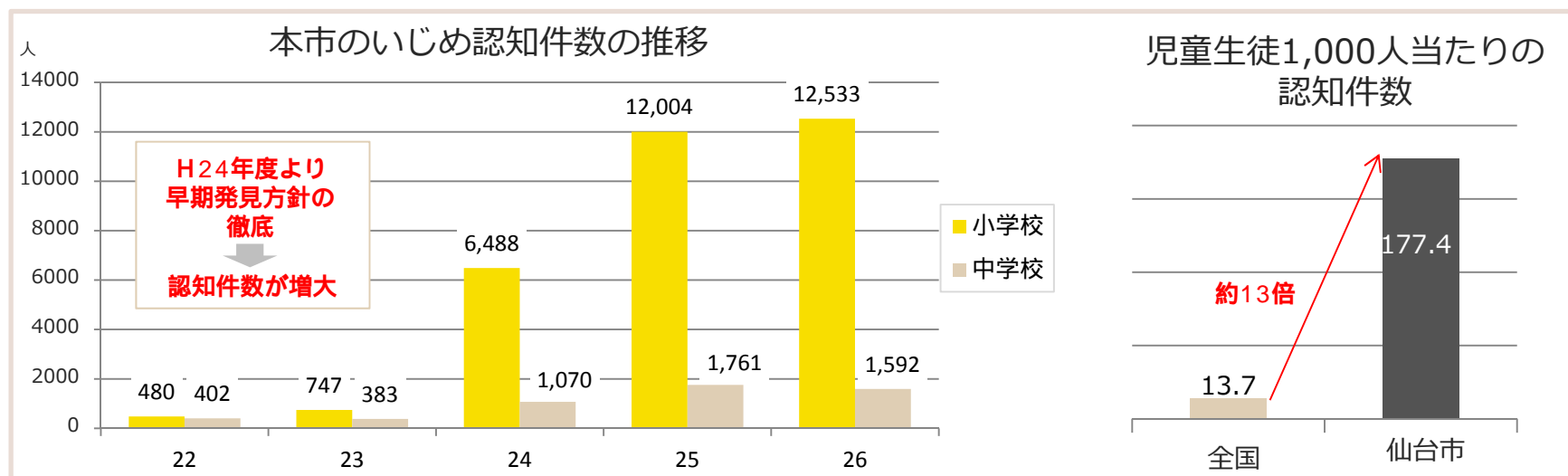


本市の現状と課題 (3) いじめ・不登校

■ 不登校児童生徒は平成24年度から増加傾向に ■

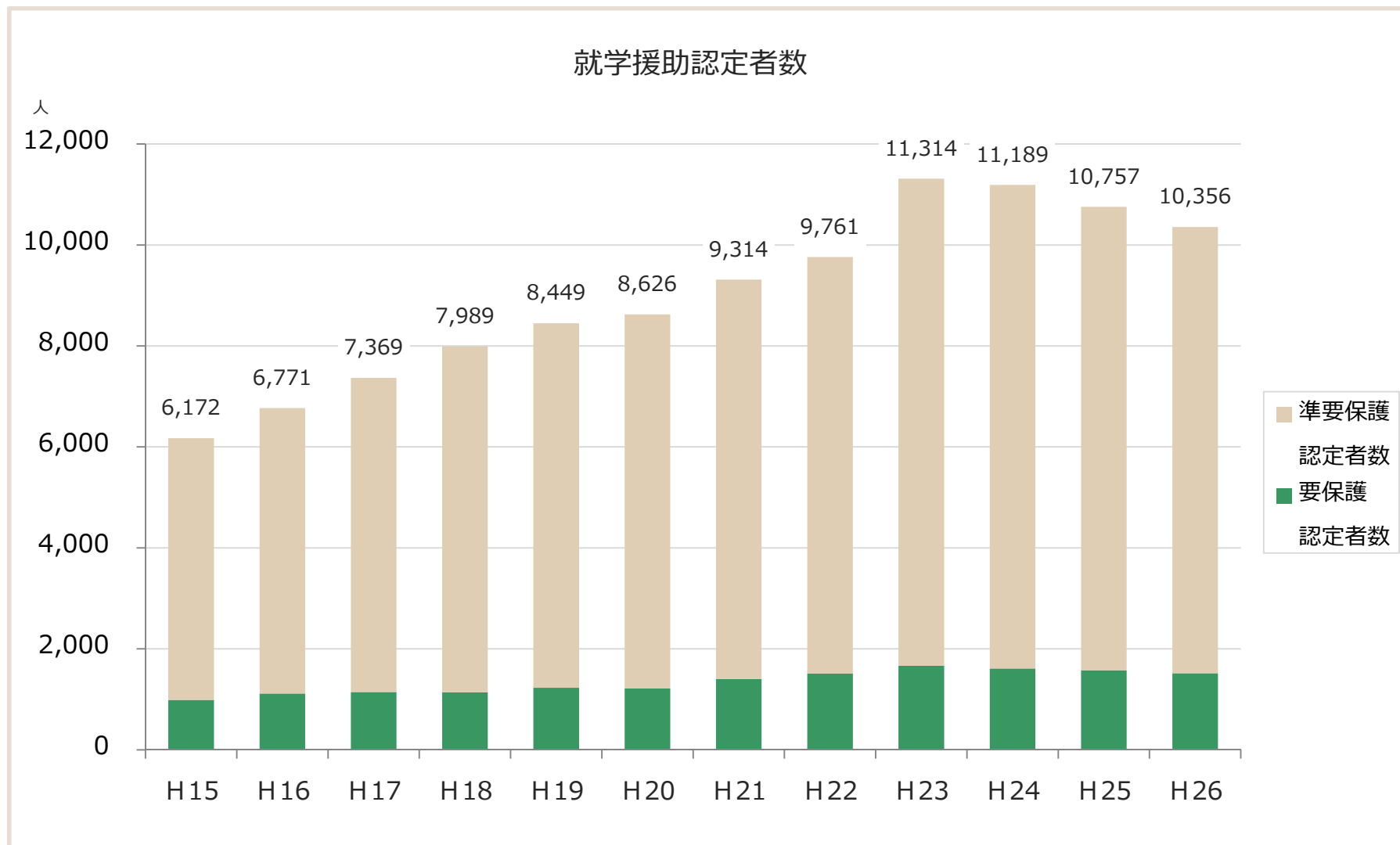


■ いじめ認知件数は全国の13倍にのぼる ■



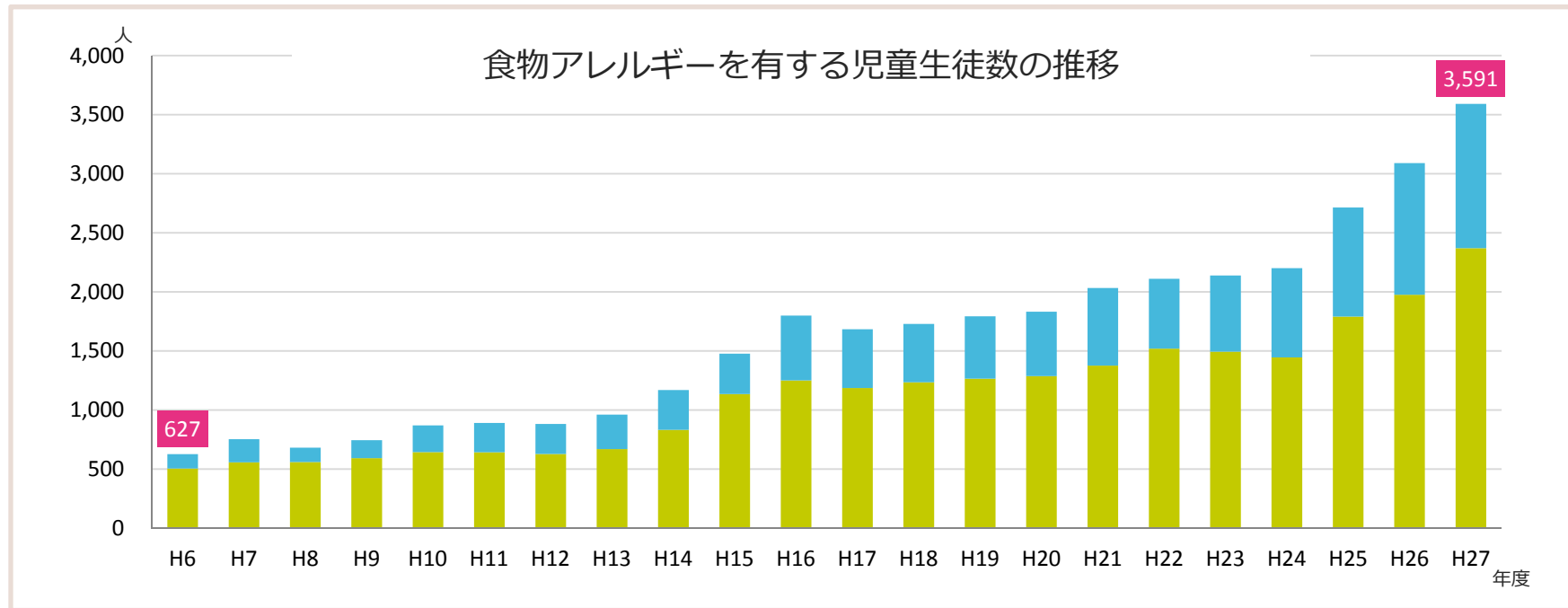
本市の現状と課題 (4) 児童生徒の家庭の経済状況

■ 震災以降ゆるやかな減少傾向…被災家庭の生活再建が進んだことが要因か ■

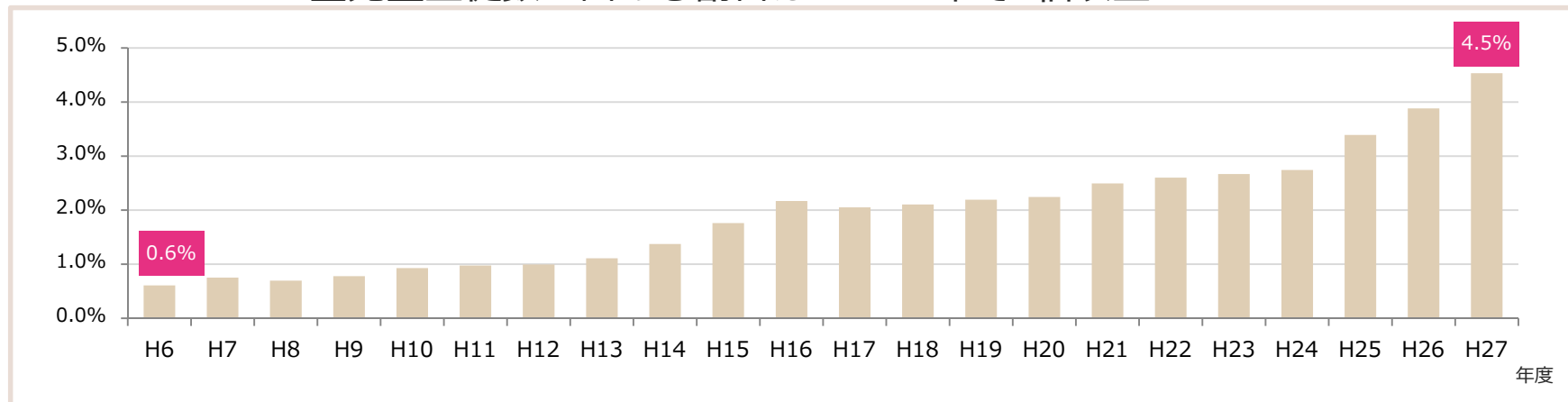


本市の現状と課題 (5) 食物アレルギー

■ アレルギーを有する児童生徒は年々増加 ■

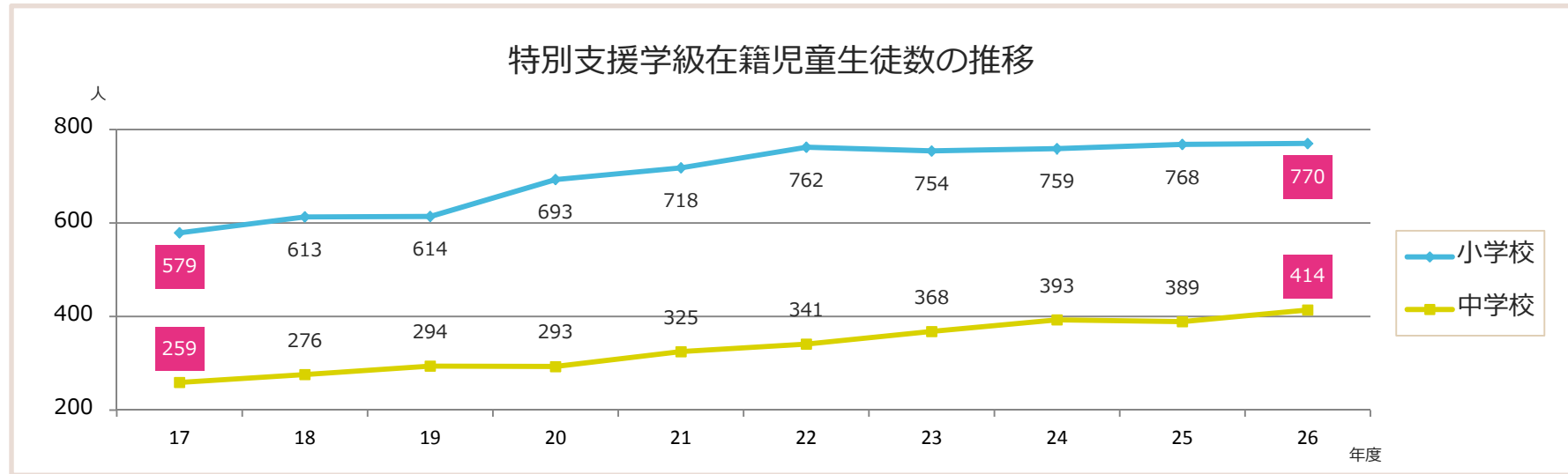


■ 全児童生徒数に占める割合はこの20年で7倍以上に ■

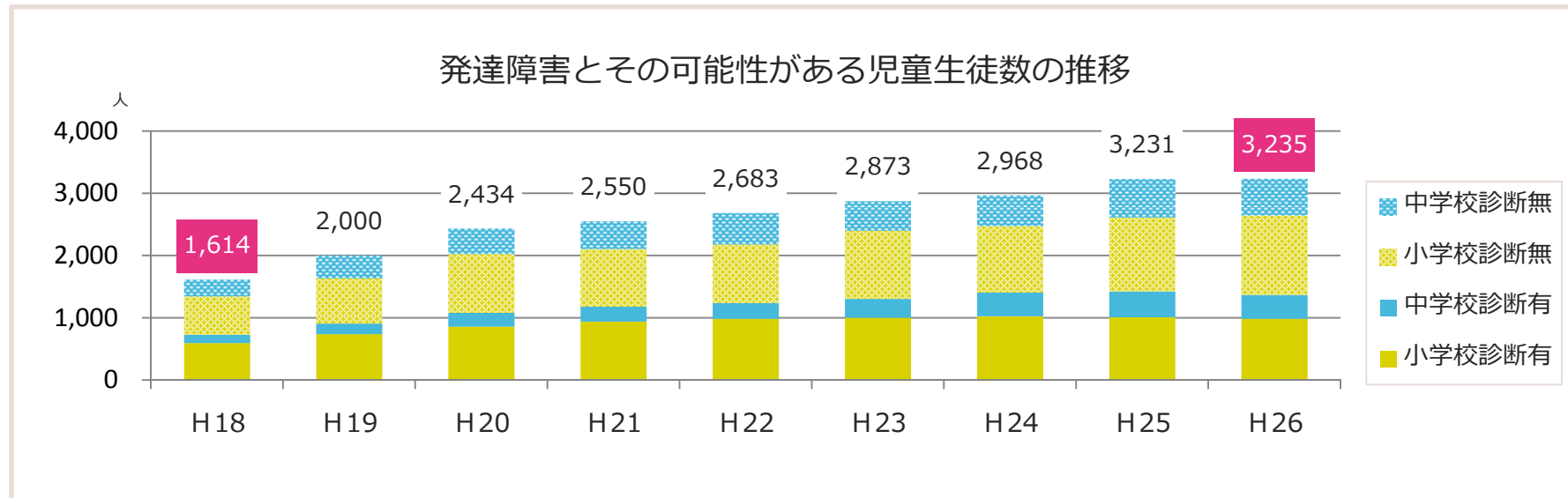


本市の現状と課題 (6) 特別支援教育

■ 10年間で小学校が1.3倍, 中学校で1.6倍と増加傾向 ■

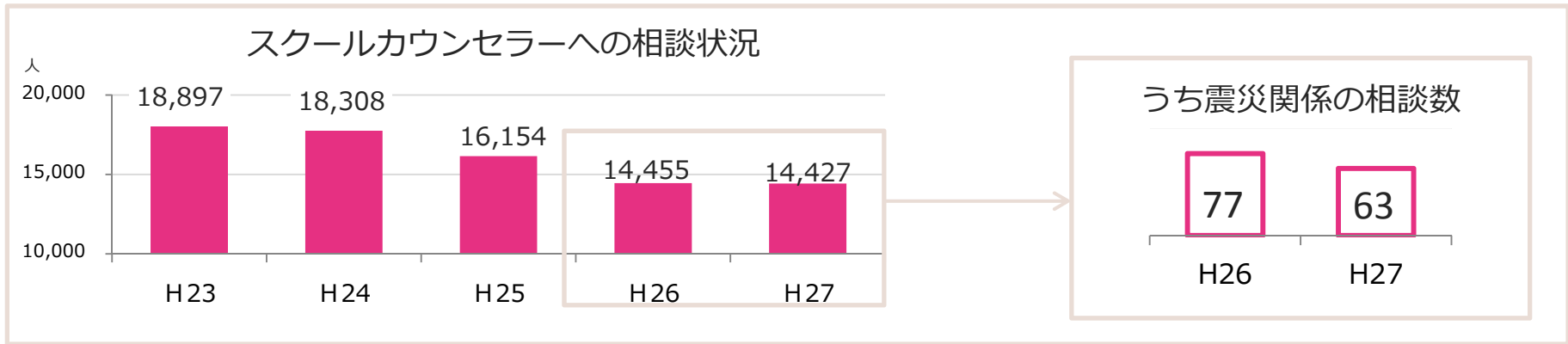


■ 平成18年度から2倍以上に増加 ■

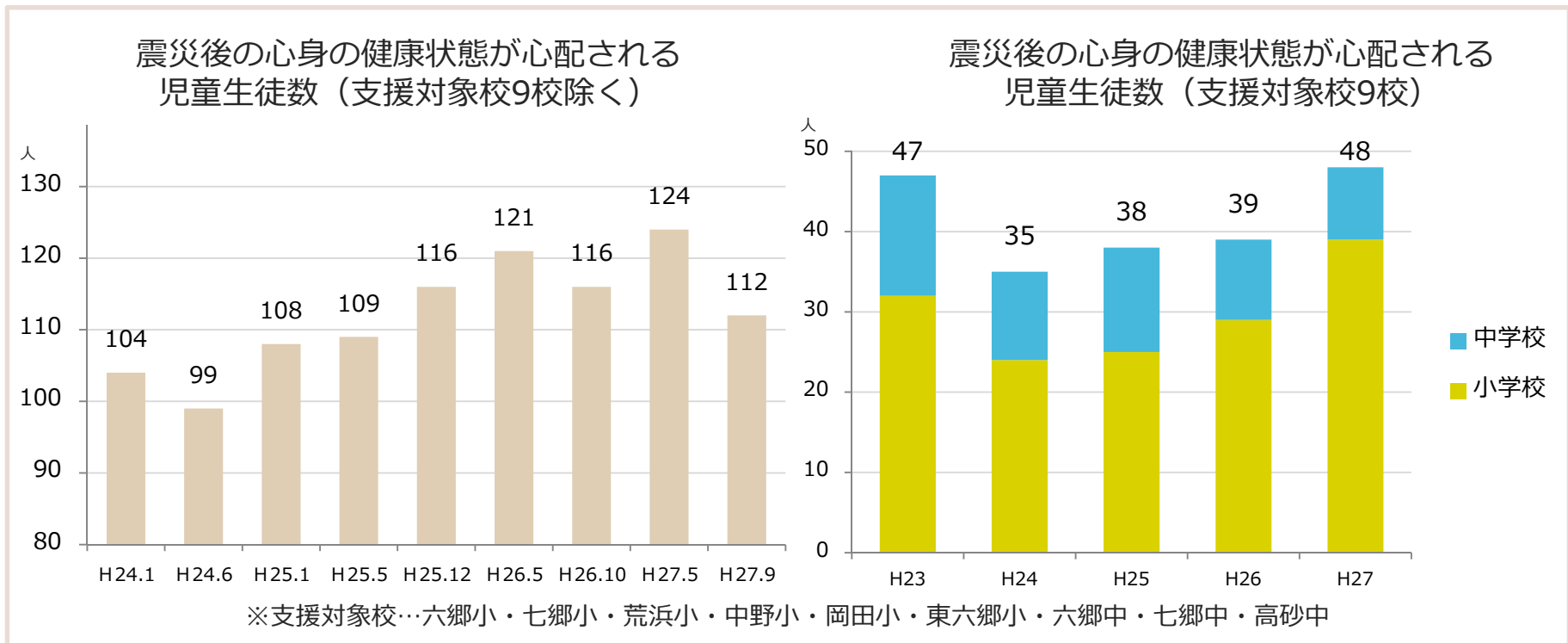


本市の現状と課題 (7) 震災後の心のケア

■ 震災に関する相談は減少傾向 ■

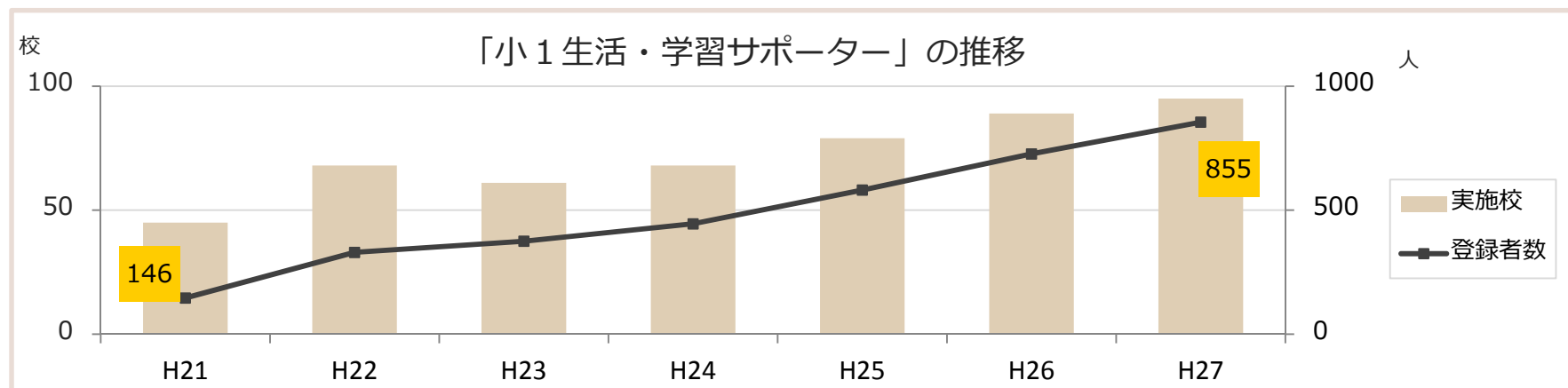


■ 心身の健康状態が心配される児童生徒は減少していない ■



本市の現状と課題 (8) 幼保・小連携

■ 入学児童を支える「小1生活・学習サポーター」登録者は5倍以上に ■



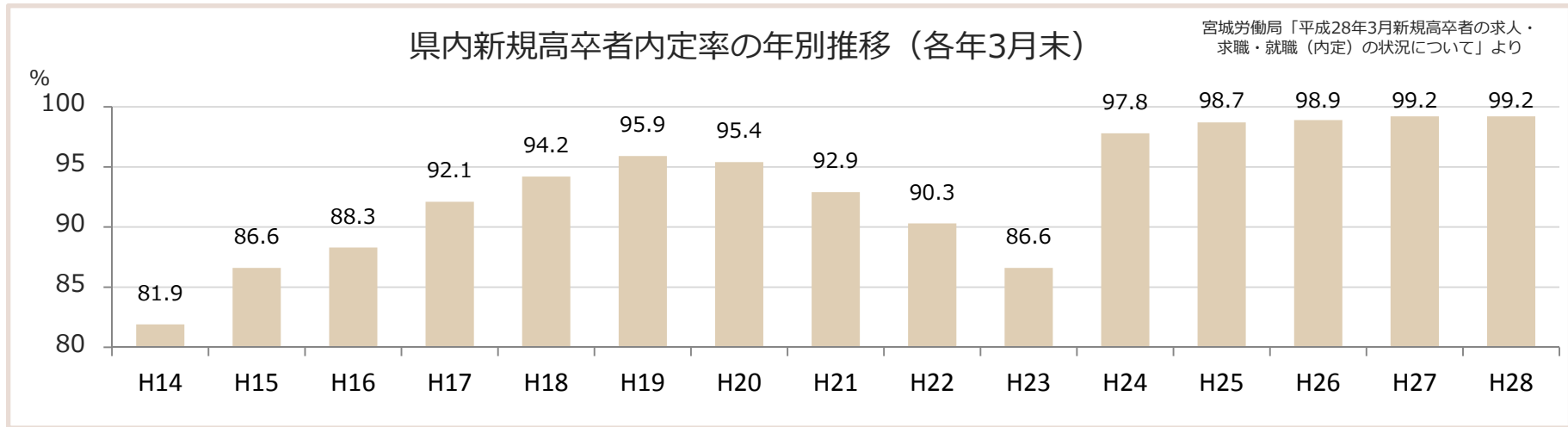
■ より緊密な幼保・小連携の余地あり ■

幼保・小連携の具体的取組み (H26年度)

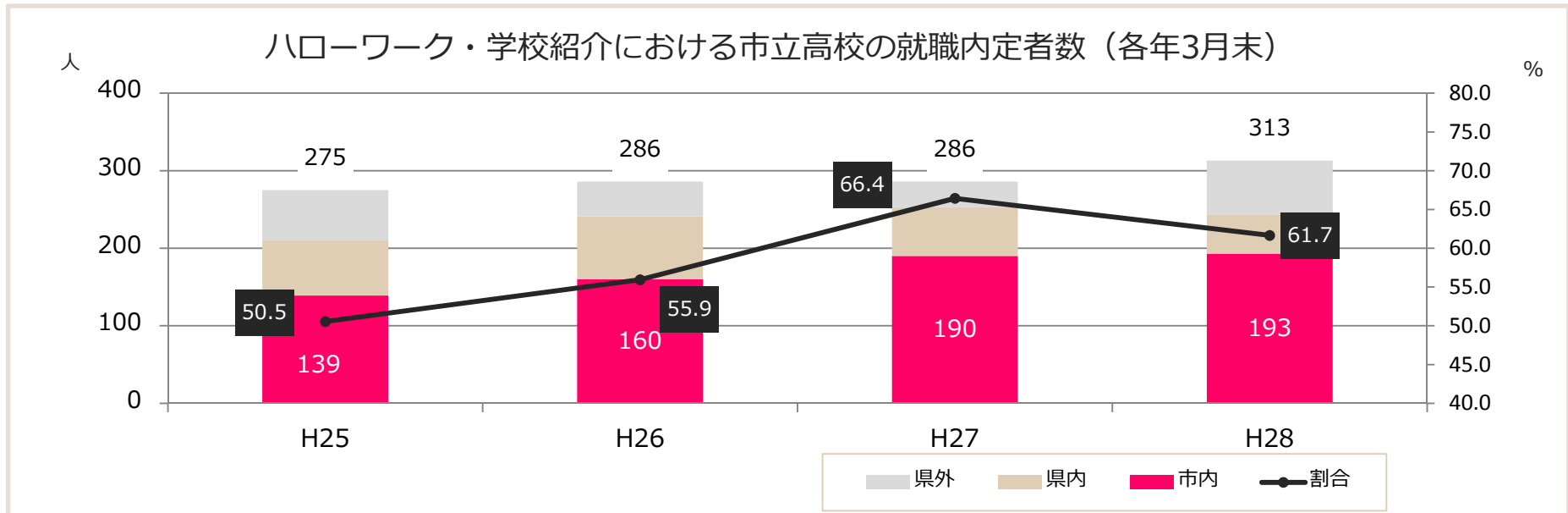
交流会 (体験入学など)	48校	保護者への講話説明	8校
小学校訪問 (見学・参観など)	42校	その他	3校
幼稚園訪問 (見学・参観など)	10校		
出前授業	6校		
運動会・学芸会見学	20校		
教諭のみ訪問	17校		
		連絡会のみもしくはなし	28校

本市の現状と課題 (9) 高校生の就職率

■ 県内の就職率は高水準を維持 ■

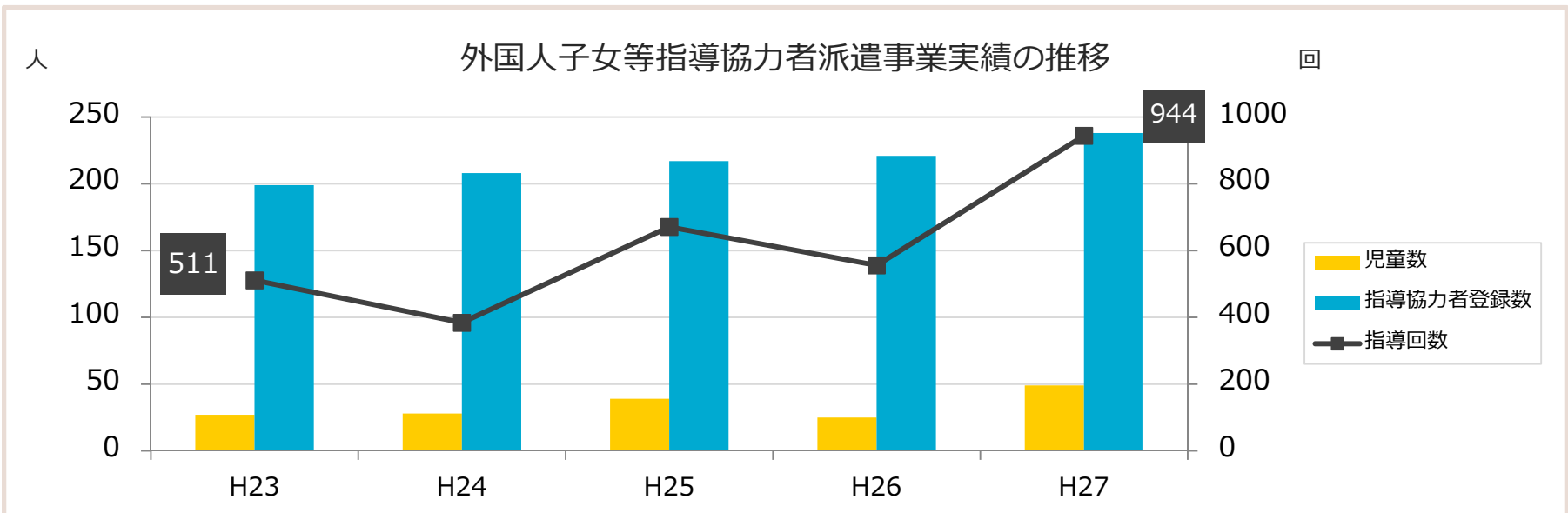
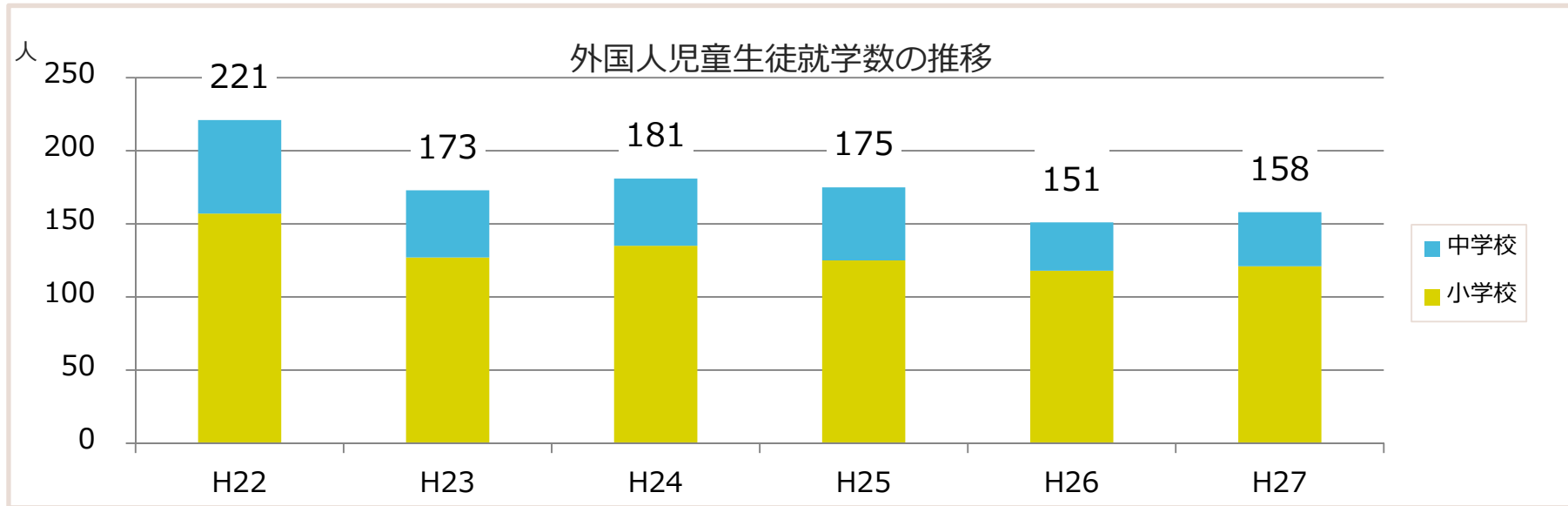


■ 市内企業への就職者は5~6割程度 ■



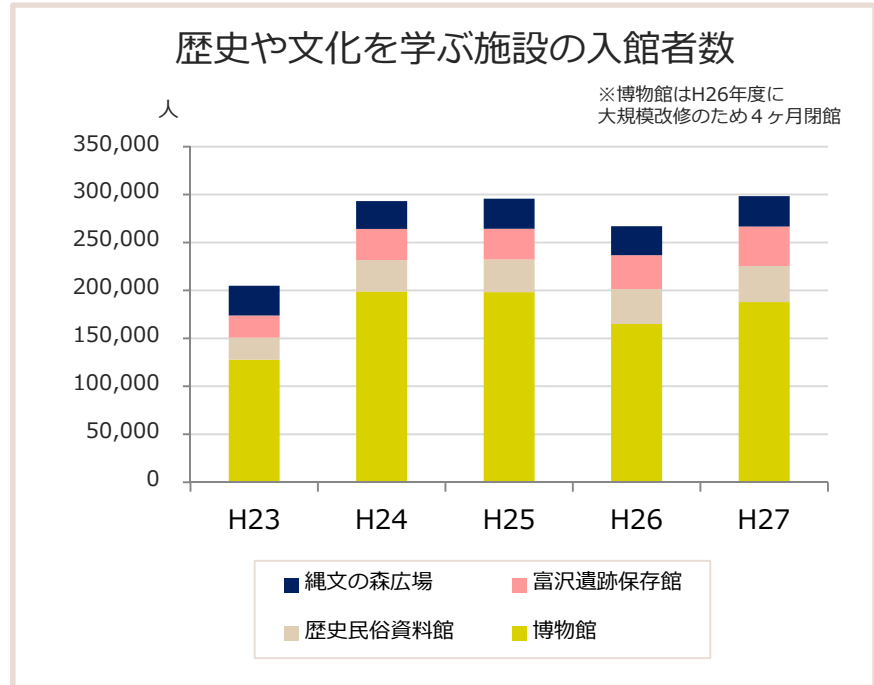
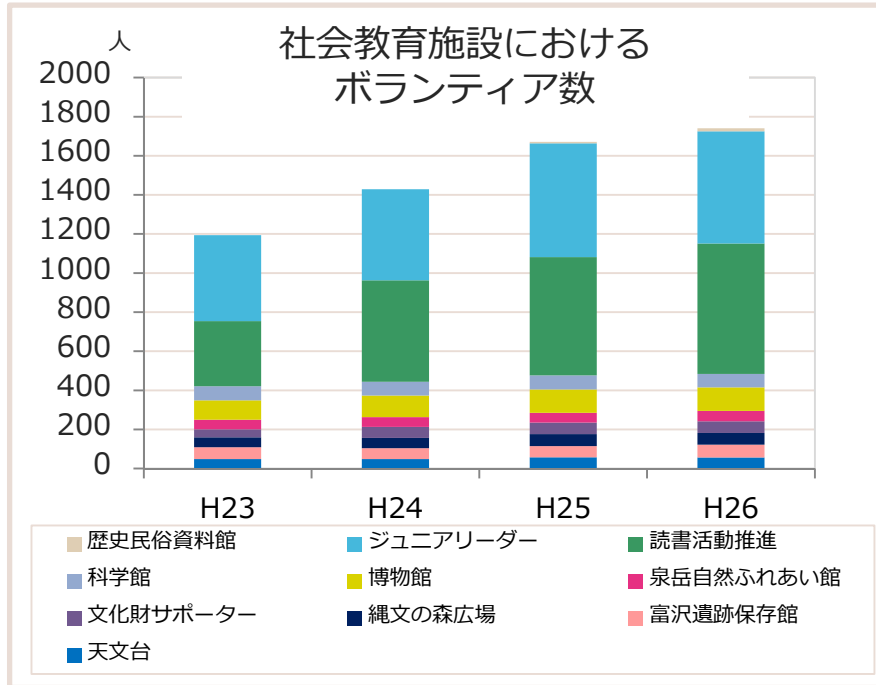
本市の現状と課題 (10) 外国人児童生徒の状況

外国人児童生徒就学数は横ばいであるが
外国人子女等指導協力派遣事業は利用者・登録者・指導回数ともに増加



本市の現状と課題 (11) 社会教育・歴史文化の展開

■ ボランティア数・施設利用者ともに増加傾向 ■



■ 伝統・文化の新たな発信 ■



「政宗が育んだ“伊達”な文化」が平成28年度「日本遺産」に認定

魅力溢れる有形や無形のさまざまな文化財群を
地域が主体となって総合的に整備・活用、
国内外に戦略的に発信していくことにより
地域の活性化を図る



パッケージした文化財群を一体的にPR
地域住民のアイデンティティの再確認・地域のブランド化

国の動向

本市教育振興基本計画策定後（平成24年度～）の教育制度等に係る主な国の動向

平成25年2月26日	<p>教育再生実行会議 第一次提言「いじめの問題等への対応について」 主な提言の内容：①道徳の教科化，②いじめ対策の法制化 ⇒①道徳に係る学習指導要領の一部改正等（平成27年3月27日）により，小学校は平成30年度，中学校は平成31年度から全面実施予定。 ②いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，同年9月28日施行），「いじめの防止等のための基本的な方針」策定。</p>
平成25年4月15日	<p>教育再生実行会議 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」 主な提言の内容：①地方教育行政の権限と責任の明確化のための教育委員会制度の見直し ⇒①「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」（平成26年6月20日公布・平成27年4月1日施行）による新教育委員会制度開始。</p>
平成25年5月28日	<p>教育再生実行会議 第三次提言「これからの大学教育等の在り方」 主な提言の内容：①小学校英語教育の抜本的拡充 ⇒①次期学習指導要領の改訂（小学校英語の教科化等）に向けて，中央教育審議会で審議中（平成28年度内に答申予定）。平成32年度から全面実施となる見込み。</p>
平成25年6月14日	<p>第2期教育振興基本計画閣議決定 ⇒概要については，P25参照</p>
平成25年6月28日	いじめ防止対策推進法公布
平成25年10月11日	いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」策定（文部科学省）
平成25年10月31日	<p>教育再生実行会議 第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続，大学入学者選抜の在り方について」 主な提言の内容：①高校教育の質の向上 ⇒①中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大学接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日）にて，学習指導要領の抜本的見直し，アクティブ・ラーニングの充実等を提言。</p>

本市教育振興基本計画策定後（平成24年度～）の教育制度等に係る主な国の動向

平成25年11月14日	20指定都市と指定都市所在15道府県が県費負担教職員給与負担等の移譲に合意
平成25年12月13日	中央教育審議会 答申「今後の地方教育行政の在り方について」
平成26年 5月28日	県費負担教職員の給与負担を平成29年度を目途に移譲することを含む「第4次一括法案」成立
平成26年6月13日	新教育委委員会制度に係る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立
平成26年7月3日	<p>教育再生実行会議 第五次提言「今後の学制等の在り方について」</p> <p>主な提言の内容：①小中一貫教育の制度化，②フリースクール等学校外教育機会の位置づけ， ③夜間中学の設置促進</p> <p>⇒①中央教育審議会が「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成26年12月22日）にて，小中一貫教育の制度化等について答申。「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成27年6月24日公布，平成28年4月1日施行）にて小中一貫教育を行う「義務教育学校」を制度化。</p> <p>②フリースクール等学校外教育機会の位置づけについて，有識者会議にて検討中（平成28年度内に最終報告書とりまとめ予定）。</p> <p>③中学校夜間学級の設置促進のため，中学校夜間学級未設置道県における検討支援に係る予算措置実施。</p>
平成26年10月21日	中央教育審議会 答申「道徳に係る教育課程の改善等について」
平成26年12月22日	<p>中央教育審議会 答申</p> <p>「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」及び「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」</p>

本市教育振興基本計画策定後（平成24年度～）の教育制度等に係る主な国の動向

平成27年3月4日	<p>教育再生実行会議 第六次提言「『学び続ける』社会，全員参加型社会，地方創生を実現する教育の在り方について」</p> <p>主な提言内容：全員参加型社会の実現（①障害のある児童生徒に対する支援，②貧困家庭への支援），地方創生の実現（③コミュニティ・スクールをはじめとした学校と地域の在り方の検討）</p> <p>⇒①「障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育充実について」予算措置実施。障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）に基づき，文部科学省所管事業分野の対応指針を告示（平成27年11月9日）。</p> <p>②「幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減」及び「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」について予算措置実施。</p> <p>③コミュニティ・スクールの検討：中央教育審議会が「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」にて，これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方に関する制度改正や，従来の学校支援活動等を基盤に新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことを答申。</p>
平成27年4月1日	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行により新教育員会制度開始</p> <p>⇒概要については，P26参照</p>
平成27年5月14日	<p>教育再生実行会議 第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と，それを培う教育，教師の在り方」</p> <p>主な提言内容：①アクティブ・ラーニングの推進，②ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成，③教師に優れた人材が集まる改革（チーム学校の実現）</p> <p>⇒①中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（平成26年11月20日）にて諮問し，次期学習指導要領の改訂に向けて審議中。</p> <p>②中央教育審議会において，学習指導要領の改訂に向け，「小・中・高等学校を通じた情報活用能力の育成について」及び「学習指導要領の理念を実現するために必要な方策について」等により検討中。</p> <p>③中央教育審議会が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」により答申。</p>

本市教育振興基本計画策定後（平成24年度～）の教育制度等に係る主な国の動向

平成27年7月8日	教育再生実行会議 第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方」 主な提言内容：①これからの時代に必要な教育投資（幼児教育の無償化） ⇒①「幼児教育の無償化に向けた段階的取組みの推進」予算措置実施。
平成27年12月21日	中央教育審議会 答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」, 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」及び「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

教育行政の4つの基本的方向性

改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理。

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

（共通理念）

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

（教育投資の在り方）

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

（危機回避シナリオ）

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
- 一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）

→ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

相互に関連

少子化・高齢化の進展

- ・ 生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
- ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大

→ 社会全体の活力低下

グローバル化の進展

- ・ 人・モノ・金・情報等の流動化
- ・ 「知識基盤社会」の本格的到来
- ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・ 生産拠点の海外移転による産業空洞化

→ 我が国の国際的な存在感の低下

雇用環境の変容

- ・ 終身雇用・年功序列等の変容
- ・ 企業内教育による人材育成機能の低下

→ 失業率、非正規雇用の増加

地域社会、家族の変容

- ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・ 価値観・ライフスタイルの多様化

→ 個々人の孤立化、規範意識の低下

格差の再生産・固定化

- ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化（同一世代内、世代間）

→ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化

地球規模の課題への対応

- ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

東日本大震災により一層の顕在化、加速化

- 一方で…
- 多様な文化・芸術や優れた感性
 - 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
 - 勤労性・協調性、思いやりの心
 - 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 - 人の絆
- 【我が国の様々な強み】

【震災の教訓】

（危機打開に向けた手掛かり）

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

第1期計画で掲げた「10年を通して目指すべき教育の姿」の達成はまだまだ途上。
様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。

→ 背景には、

「個々人の多様な強みを引き出すという視点」
「学校段階間や学校・社会生活間の接続」
「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

創造

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

新教育委員会制度の概要（平成27年4月1日施行） ※文部科学省パンフレット抜粋

これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」
 ★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
 ★任期3年

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



- 総合教育会議の設置**
- 首長が招集。会議は原則公開。
 - 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
 - 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
 ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化